

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

多様な価値観を有するステークホルダーとの適切、かつ継続的な協力関係のもとで、中長期的にわたって企業を存続させ、価値を持続的に向上させてゆく上でのコーポレート・ガバナンスの重要性については、当社においても認識しており、当社および子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、経営理念、事業理念、定款、「FUJIKURA COMPOSITESコーポレート・ガバナンス方針」、CSR・コンプライアンスについての行動規範である「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」を柱として、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、公正で健全な経営、適正・迅速な意思決定と事業の運営、ステークホルダーとの良好な関係、法令順守を進めてまいりました。引続き、当社グループの規模と性質に適した迅速な意思決定、取締役会から権限を移譲された業務執行者によるきめ細かな業務執行、事業の別や取締役・監査役といった職務の枠にとらわれない幅広い観点からの業務状況の把握と監督、一層の経営資源の有効活用といった形で経営の効率性、透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

1. 補充原則1 - 2 - 4 議決権の電子行使

当社では、海外投資家の比率に鑑み、定時株主総会招集通知を英訳化し、自社ウェブサイトで開示しております。また、プラットフォーム利用につきましても、機関投資家や海外投資家の議決権行使率と株主総会費用の増加等を勘案しながら、導入を検討しております。

2. 原則1 - 4 政策保有株式

当社は、企業間の連携が企業価値向上に必要と考える場合に限り、上場株式を政策的に保有することがあります。その場合は、当該政策保有株式の保有の適否を個別に精査し、経済合理性の上から保有が適切でないと判断する場合は当該政策保有株式の縮減を検討します。

ただし、株式の保有目的が経済合理性による評価に適さない場合は、他の適切な観点で判断することがあります。

また、議決権の行使については、当該株式の保有目的、当該企業を取り巻く環境、株式保有のリスクとリターンと当該会社提案の内容を勘案し、当社グループの企業価値向上に資するかどうかを基準に賛否を検討します。

当社の株式を保有している他社から当社株式の売却等の意向を示された場合には、売却等を妨げることはありません。

3. 補充原則4 - 1 - 3 後継者計画

当社は後継者計画を策定しておりませんが、取締役社長が、経営幹部の後継者の選抜・育成プロセスを確立するとともに、透明性、客観性を確保するため、候補者の取締役会への関与、独立役員への諮問等を通じて取締役会の監督を受けながら、十分な時間をかけて、優れた資質を備えた後継者の選抜・育成を進めることのできる体制の構築に努めます。

4. 補充原則4 - 10 - 1 任意の仕組みの活用

当社は、指名委員会、報酬委員会のような独立した委員会を設置しておりませんが、取締役会規程において、取締役候補・監査役候補の指名、代表取締役・役付取締役の選定、業務執行取締役の報酬決定等に際し、独立役員に対し諮問する制度を従前から設けており、自由で闊達な意見交換を重視しております。当該諮問制度を活用して、独立役員の適切な関与、助言を得ることにより、効果的かつ透明性の高い決定プロセスの実現に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

1. 原則1 - 4 政策保有株式

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」 2. 原則1 - 4. 参照。

2. 原則1 - 7 関連当事者間の取引

関連当事者間等の取引については、期末日現在に書面にて各役員に確認しております。4月の取締役会では、該当する取引があった場合には報告を、また、取引が発生することがあらかじめわかっている場合は取締役会で承認を得るようにしています。

3. 原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、社員の退職給付に備えるため、確定給付企業年金制度、確定拠出企業年金制度、退職一時金制度を使用しております。確定給付企業年金の運用に関しては、社外の資産管理運用機関と契約を締結し、運用を委託しております。運用の基本方針などの検討に際しては、IRの経験を有する者が関与する、運用コンサルティング会社を活用するなど、専門性と信頼性を確保するとともに、利益相反のないよう適切に対応します。

4. 原則3 - 1 情報開示の充実

当社は、中長期における企業価値の向上のための対話に必要な事項を開示するという観点から、当社グループのコーポレート・ガバナンスに対する考え、経営計画や進行状況、取締役・監査役候補指名の考え方と具体的な選任理由の説明、報酬決定、その他の決定事項を、定時株主総会招集通知、決算短信、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、自社ウェブサイトなどで株主の皆様へお知らせしております。

- (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画については、自社ウェブサイトにおいて開示しております。
- (2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、定時株主総会招集通知及びコーポレート・ガバナンス報告書において開示しております。
- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、定時株主総会招集通知及びコーポレート・ガバナンス報告書において開示しております。
- (4) 取締役会が経営陣幹部の選・解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、定時株主総会招集通知及びコーポレート・ガバナンス報告書において開示しております。
- (5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選・解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選・解任・指名についての説明につきましては、定時株主総会招集通知に記載しております。

5. 補充原則3 - 1 - 2 英語での情報開示・提供

当社においては、海外投資家の比率を勘案し、定時株主総会招集通知の英訳化を実施しております。

6. 補充原則4 - 1 - 1 経営陣への委任の範囲

当社においては、取締役会規程において取締役会の専決的決議事項を明確に規定することで、経営陣に対する委任の範囲を定めており、決議事項の概要は会社法において取締役会専決とされている事項を中心に以下の事項となります。

- a. 代表取締役、役付取締役の選・解任
- b. 重要な財産の譲渡・受、1億円超の設備投資
- c. 1億円を超える資金借入(更新やコミットメントライン契約によるものを除く。)、投資
- d. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ほか、会社法または金融商品取引法に係る内部統制に関する事項
- e. 取締役と会社・取締役間の取引承認
- f. その他会社法に定める事項

7. 原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準と素質

当社における独立性の基準は、社外取締役として、法的適格性を持ち、企業経営に関する広い見識と十分な経験に基づいて客観的な提言や意思決定を行うことに加えて、以下の独立性の条件を満たしていることとなっております。

- ・ 議決権10%以上(含間接保有)を保有している大株主(当該会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員を含む)でないこと
- ・ 当社連結売上高の2%以上の重要な取引が当社グループとの間にある企業の業務執行取締役、執行役、執行役員でないこと
- ・ 主要借入先の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員でないこと
- ・ 役員報酬以外に当社から多額(年額10百万円以上)の報酬を得ている公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントまたは監査法人、税理士法人、法律事務所等(社員、パートナー、従業員等を含む)でないこと
- ・ ここまでの基準を満たしていない者の子会社、関連会社、親会社、大株主、それらの取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員やその近親者(配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族)でないこと

8. 補充原則4 - 11 - 1 取締役会の構成に対する考え方と取締役の選任に関する方針・手続

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を特に個別に明文で定めておりませんが、定款・取締役会規程における規模や取締役会運用の規定、独立役員への取締役候補者の選定に関する諮問の実施などによって、取締役会の全体としてのバランス、多様性を保っております。

取締役の選任の方針、手続については、各候補者の能力、職歴、専門分野などについて独立社外役員への諮問などを含めて慎重に検討した上で、企業価値の保全及び拡大の観点から最も適していると思われる人材を、代表取締役が取締役会に推薦し、取締役会が、検討の結果、取締役候補者を選定して、株主総会へ付議しております。

9. 補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任等に関する考え方

当社の取締役・監査役の上場会社の兼任状況は、定時株主総会招集通知、有価証券報告書に記載して、当社ウェブサイトなどで開示しております。

また、当社においては画一的な数制的制約を設けておりませんが、兼任にあたり役割、責務、その職務遂行に係る時間・労力、兼任先と当社の利害関係などを踏まえて、兼任を判断いたします。

10. 補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性の評価

当社では、コーポレートガバナンス・コードに基づいて、全ての取締役と監査役に対してアンケートを実施し、取締役会の実効性について分析・検討し、その結果を取締役会に報告しております。

なお、2020年4月に実施した取締役会の実効性に対する評価の概要については、以下のとおりとなっております。

- (1) 当社の取締役会は、取締役会の役割・責務を有効に果たしている。
- (2) 討議や情報提供については、改善がみられるものの、なお、改善が必要である。
- (3) 取締役候補者について必要と考える資質については、多様性を求める意見が多い。

当社では、評価の結果に基づき、引続き、多様性の強化、年間スケジュールに基づく重要テーマ討議、事前の資料提供、取締役会以外での情報入手の機会の提供、幹部育成システム等の改善を図っております。

11. 補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社では、取締役・監査役・執行役員が就任する際は、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識に加え、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を理解する必要があると考え、(1)会社法・金融商品取引法における取締役(取締役会)等の義務・責任、(2)取締役等として必要なコンプライアンス知識の習得、(3)当社におけるコーポレート・ガバナンス、社外役員に期待する役割、役員報酬制度などについて研修を行っております。また、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスなどに関する理解を深めるため、社外のe-ラーニングやセミナーへの参加を推進しております。

12. 原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針

対話の目的と効果を考慮したうえで、当社の経営に精通した取締役社長、管理本部長等経営幹部が中心となり、IR、広報、経理等の機能を持つ

管理本部や対話に必要な情報を有する部門と連携して、インサイダー情報の漏洩防止に配慮しながら、スモールミーティング、機関投資家に対するロードショー、個別取材を通じて、当社の事業内容、戦略、業績、資本効率、事業ポートフォリオ、設備・研究開発・人材等への投資、事業計画などについて対話を進めます。

当社では、半期ごとに作成される株主名簿で株主構造を把握するほか、定時株主総会決議通知と中間配当通知に同封する株主アンケートハガキ(webサイトからの入力可)により、株主属性、保有方針、意見等の収集に努めています。

対話及び調査を通じて把握した株主の皆様からのご意見や株主構成は、必要に応じて、管理本部長より、取締役会、経営会議、他の経営幹部等に展開し、対応を行います。

インサイダー情報は、社内規定により管理方法が明確に定められており、これを順守することで、不用意な開示を防いでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フジクラ	4,776,300	20.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,430,400	6.10
富国生命保険相互会社	950,000	4.05
藤倉化成株式会社	569,840	2.43
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	546,400	2.33
藤倉航装株式会社	515,210	2.20
三井住友海上火災保険株式会社	437,500	1.87
三井住友信託銀行株式会社	418,000	1.78
明治安田生命保険相互会社	400,808	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	356,200	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

当社は株式会社フジクラの持分法適用関連会社であります。同社は東京証券取引所市場第一部に上場しており、当連結会計年度末現在で4,776,300株(議決権所有比率の20.43%)を所有しております。同社と当社の間では当社産業用資材製品の一般的商取引関係があり、当社グループの連結売上高に占める割合は0.66%となっております。

なお、当社の事業は支配会社等からの制約はなく、独自に事業活動を行っており一定の独立性が確保されていると考えております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情更新

過年度において、当社連結子会社である杭州藤倉橡膠有限公司及び安吉藤倉橡膠有限公司において、不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明いたしました。それに伴い、2019年5月24日開催の取締役会において、特別調査委員会を設置し、調査を開始することを決議いたしました。

調査の結果、本来は費用計上すべき一部経費が計上されていない等の会計処理が行われていた可能性があることが判明し、現在は以下のことについて対策を講じております。

- 1 FUJIKURA COMPOSITES行動規範の周知徹底
- 2 内部通報制度の再構築
- 3 コーポレート・ガバナンスの強化、現地董事会の関与強化及び規程の見直し
- 4 内部統制制度の見直し及び規定の見直し
- 5 内部監査体制の強化及び現地内部監査室の設置

内部統制にかかる基本方針の実効性を確保することで、コーポレート・ガバナンス態勢を建て直すとともに、コンプライアンスの徹底を実現し、健全な組織風土・企業文化を築いてまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長浜 洋一	他の会社の出身者											
佐々木 聡	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長浜 洋一	○	長浜洋一氏は、2018年3月末まで当社の主要株主であります株式会社フジクラの業務執行取締役を行い、同年6月に非業務執行取締役を退任しております。	長浜洋一氏は、経営者であった豊富な経験と実績から、健全かつ効率的な経営の推進、事業領域の拡大やコーポレート・ガバナンスの基盤強化に対して、独立した立場から当社経営に対する助言・提言を期待しております。さらに、独立性と云う点でも他の社外取締役及び社外監査役によって十分な監督機能が確保されていると考えております。また、同氏は、2018年3月末まで株式会社フジクラの業務執行取締役を行っておりました。当社と同社との間には製品売買等の取引関係がありますが、その金額は僅少です。

佐々木 聡	○	佐々木聡氏は、プライムコンサルティング株式会社の代表取締役であり、当社と同社との間には人事教育に関するコンサルティング契約を締結しておりますが、その金額は僅少であります。	佐々木聡氏は、豊富な教育経験及び幅広い見識等を有しており、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただき、当社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化を通じて、企業価値の向上に寄与されております。さらに、独立性と云う点でも他の社外取締役及び社外監査役によって十分な監督機能が確保されていると考えております。また、同氏は、プライムコンサルティング株式会社の代表取締役であり、当社と同社との間には人事教育に関するコンサルティング契約を締結しておりますが、その金額は僅少であります。
-------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行うほか、必要に応じて子会社を含む当該責任者等に直接ヒアリングを行う等、監査の強化を図っております。また、必要に応じて、会計監査人である新日本有限責任監査法人、内部監査部門、その他外部の専門家と連携して情報の収集と監査内容の充実に努めます。

また、当社は内部監査部門として内部監査室を設置しており、内部統制監査及びコンプライアンス内部監査を行っております。

監査役と内部監査室は互いの監査状況について適宜情報を共有しているほか、内部監査室は当社グループ全部門に対して定期的に実施している内部監査に関する報告書は、代表取締役社長及び監査役に対して提出しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細井 和昭	公認会計士													○
田中 響子	弁護士										●			

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細井 和昭	○	東プレ株式会社社外監査役 新日本電工株式会社社外取締役	同氏は、公認会計士として中立の立場にあることに加え、専門的な知識と経験等から、当社の監査やコーポレート・ガバナンス強化を通じて、企業価値の向上に寄与できると考えております。
田中 響子	○	田中響子氏は、同氏の近親者が代表を務める阿部・田中法律事務所に所属しており、当社と同事務所との間には法律顧問契約を締結しておりますが、その金額は僅少であります。	田中響子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な知見があります。さらに、独立性と云う点でも他の社外取締役及び社外監査役によって十分な監督機能が確保されていると考えております。また、同氏は、同氏の近親者が代表を務める阿部・田中法律事務所に所属しており、当社と同事務所との間には法律顧問契約を締結しておりますが、その金額は僅少であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
--	-----

その他独立役員に関する事項

当社の社外性基準および独立性基準は、次のように定められております。

【社外性基準】

- (1) 企業経営、または会計監査など専門的分野において、広い見識と十分な経験を有していること
- (2) 当社の業務を理解し、当社の意思決定や業務執行に関する客観的かつ経験に根差したご意見をいただけること
- (3) 親会社等の取締役、執行役等会社法における社外役員欠格者でないこと

【独立性基準】

東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める以下の基準に該当する場合を独立役員の適格者としております。

- (1) 当社の社外役員としての要件を満たしている
- (2) 議決権10%以上(含間接保有)を保有している大株主(当該会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員を含む)でない
- (3) 重要な取引関係(当社連結売上高の2%以上の取引が当社グループとの間にある場合をいう)のある企業の業務執行取締役、執行役、執行役員でない
- (4) 主要借入先の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員でない
- (5) 役員報酬以外に当社から多額(年額100万円以上)の報酬を得ている公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントまたは監査法人、税理士法人、法律事務所等(社員、パートナー、従業員等を含む)でない
- (6) (2)～(5)の基準に該当する者の子会社、関連会社、親会社の大株主、それらの取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員やその近親者(配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族)でない

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役のインセンティブの向上を目的として、2007年6月28日の第128回定時株主総会終結の時をもって役員の賞与及び退任慰労金を廃止して年度報酬に一本化しております。

また、業務執行取締役に対しては、職位に応じた固定報酬と、利益分配と業務執行取締役の責務の範囲のバランスを考慮し、報酬の一部を連結経常利益を指標として算定される業績連動報酬とし、さらに業績連動報酬の約二分の一を株式取得報酬と位置づけ、株式価値の向上について投資家と一体感を保ち、報酬と株価を連動させることを目的として、株式累積投資制度「役員るいとう」による株式取得に充当しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社が支払った総額は、定時株主総会招集ご通知内の「事業報告 3. 会社役員の状況 (4)取締役有価及び監査役の報酬等の総額」に記載の通りです。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役のインセンティブの向上を目的として、役員の賞与及び退任慰労金を廃止して年度報酬に一本化し、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、役員報酬内規に則して、報酬を算定しております。

業務執行取締役に対しては、職位に応じた固定報酬と、利益分配と業務執行取締役の責務の範囲のバランスを考慮し、報酬の一部を連結経常利益を指標として算定される業績連動報酬とし、さらに業績連動報酬の約二分の一を株式取得報酬と位置づけ、株式価値の向上について投資家と一体感を保ち、報酬と株価を連動させることを目的として、株式累積投資制度「役員らいとう」による株式取得に充当しております。

なお、社外取締役と監査役については、職務の公正性に配慮して、固定報酬としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び監査役は、管理本部の所属員に社外取締役及び監査役の事務を補助させることができ、また、その職務に必要な場合、業務執行取締役から独立して社外取締役及び監査役の指揮下で監査業務の補助を行うための補助者を要請できることとしております。

職務遂行に要する費用等は、当社が負担しております。

また、秘匿性の高い内部通報制度により、職務遂行を支援いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行

事業の執行にあたっては、取締役会で決定した基本方針に基づき、各責任者が詳細な業務計画を策定して執行いたします。執行にあたって生じる設備投資・要員の異動については、取締役会が決定した方針に基づき、業務執行取締役と主要部門責任者が構成する経営会議において、業務計画を全社的な観点から詳細かつ十分に検討した上で決定しております。

具体的な業務の執行状況については、事業ヒアリング(四半期)、経営会議(月次)等において報告するとともに、重要な案件については取締役会と経営会議に報告され、必要な修正を加えております。なお、取締役会には全監査役が、経営会議には常勤監査役がそれぞれ出席し、必要な場合は意見を述べております。

(2) 指名、選・解任

当社は、取締役会規程において、取締役候補・監査役候補の指名、代表取締役・役付取締役の選定等に際し、独立役員に対し諮問する制度を従前から設けており、自由で闊達な意見交換を重視しております。当該諮問制度を活用して、独立役員の適切な関与、助言を得ることにより、効果的かつ透明性の高い決定プロセスの下で、代表取締役社長が、能力、経歴、専門分野での見識、コンプライアンス意識等を考慮して、企業価値の保全及び拡大の観点から取締役または監査役に最も適していると思われる人材を候補者として推薦し、独立役員への諮問を行った後、取締役会が審議の上、株主総会への付議(監査役候補者の場合は監査役会の同意を要します。)、代表権の付与、役付取締役の任命について決定しております。

社外役員・独立役員については、法令、東京証券取引所、当社において定める社外性基準・独立性基準を満たす場合に指名できることとします。経営陣幹部の業務執行において、法令、定款等により定められた義務・付託に対し違反または懈怠があった場合、独立役員に対する諮問により透明性、客観性を確保しつつ業務執行の継続の可否、報酬面での対応の是非を検討します。

(3) 報酬決定

当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬からなり、株主総会で決議された役員報酬の限度額の範囲内で、役員報酬内規に則し、当該取締役の職位と業績に基づいて、代表取締役社長が原案を作成し、独立役員へ諮問の上、取締役会で審議決定することとしております。

社外取締役及び監査役につきましては、公正な立場で職務を遂行する必要がある点を考慮して、固定報酬のみとしております。

当社は、取締役会規程において、業務執行取締役の報酬決定に際し、独立役員に対し諮問する制度を従前から設けており、自由で闊達な意見交換を重視しつつ、当該諮問制度を活用して、効果的かつ透明性の高い決定プロセスの実現に努めております。

(4) 監査・監督

会社運営に関する機能の有効性・適正性については社外取締役及び監査役によって監視されており、また、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、直接、各責任者へのヒアリング等を通じて情報を入手し、監査精度の向上に努めております。なお、同監査法人に対する報酬及び監査に携わる同監査法人所属の公認会計士の氏名、継続監査年数、関与する公認会計士及び補助者の人数等の情報は、有価証券報告書で開示しております。

(5) 責任限定契約について

当社は、2016年6月26日の第137回定時株主総会において定款を変更し、法令の規定する金額を限度として取締役(業務執行取締役等を除く)及び監査役との間に会社法における賠償責任を限定する契約の締結について規定いたしました。現在のところ、いずれの取締役・監査役とも責任限定契約を締結しておりません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業価値の向上におけるコーポレート・ガバナンスの重要性と当社の規模や事業の性質に鑑み、効率性、透明性、公正性を確保するために実効性のある体制として、監査役会設置会社の形態をとりつつ、一定の独立性を有し、かつ当社の事業環境、経営、企業会計について、十分な見識を有する社外取締役や社外監査役をそれぞれ取締役会と監査役会のメンバーに加えて、意思決定や業務執行の透明性に配慮したコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、議案検討の時間を確保するため、法定期日以前に発送しておりますが、今年は新型コロナウイルスの影響により決算手続、監査手続に時間を要し、法定期日当日の発送となりました。 今後は引続き早期開示、早期発送に努めてまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社では、定時株主総会議案の検討に時間的猶予を確保するために、定時株主総会招集通知の英訳を行い、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	当社では、2020年6月11日から、定時株主総会招集通知、事業報告を事前に当社ウェブサイトに掲載して、議決権行使のサポートを行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のディスクロージャーポリシーである「IRポリシー」は、当社ホームページ(https://www.fujikuracomposites.jp/)に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社では、アナリスト、機関投資家、報道関係者を対象に、当社の決算の状況や中期経営計画などについて、2020年6月に説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、開催を中止しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等適時開示資料、株主向け報告書、説明会資料等についてはリリースされ次第、遅滞なく当社ホームページ(https://www.fujikuracomposites.jp/)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRに関しては、管理本部長が管掌しており、人事総務部総務広報チームが担当しております。	
その他	(1) 当社では、管理本部長が、通期及び四半期の決算を開示する際に、東京証券取引所内記者クラブにおいて報道関係者に当社の業績や財務状況の説明を行うとともに、個別取材への対応、機関投資家への訪問(ロードショー)などを通じて情報の発信に努めております。 (2) 当社においては、株主に対して、中間報告書、年次報告書の送付に合わせて、無記名形式でのアンケートを実施しており、主要な株主層や当社に対する感想の把握に役立てております。 (3) 当社の事業に対する株主・投資家の理解を進めるため、当社では株主優待制度を導入し、子会社株式会社アールアンドオールフジクラにおけるゴルフ用カーボンシャフトの優待販売及び同株式会社キャラバン製の製品・商品の割引販売を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業としての社会的責任について明文規定を記した「FUJIKURA COMPOSITES 行動規範」を制定して、ステークホルダーの立場や権利の尊重について明確なメッセージを発信するとともに、このメッセージを踏まえ、個々の業務について業務規定を定め、業務を執行しております。また、その順守状況については、内部監査項目として定期的なチェックを行っております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境を保全して次世代に美しい地球を残すことが極めて重要であるとの認識に立ち、当社はお客様へ環境対応製品をご提供する一方で、「環境・労働安全衛生方針」を定めISO14001規格による環境保全活動を進めており、CO2削減、省エネ、廃棄物削減、リサイクル向上、VOC総排出量の削減等に取り組んでおります。また、障害者の自立支援、災害時地域支援協定の締結、工場における安全確保や周辺環境の保全、学童、学生に対する工場見学の開催、近隣地区での行事への参加、事業所周辺の美化、従業員による献血活動、災害等への募金活動等を通じて社会に貢献しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社においては、中長期における企業価値の向上に向けて、ステークホルダーとの対話に必要な情報を提供するという立場から、「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」、「情報開示規程」等社内規程において、ステークホルダーに対する情報提供について定めており、これら規程を順守しながら、事業内容、経営の基本方針、経営戦略、財政状態・経営成績等の財務情報、資本政策、配当政策、リスクに係る情報などの基本的な当社グループの情報、取締役会における決議事項等株主の皆様共通の利益に関する情報、製品・環境問題やCSRへの取組などについての情報を、定時株主総会招集通知・決算短信・有価証券報告書・適時開示資料、当社ウェブサイト等により開示しております。
その他	当社においては、社員のワークライフバランスの多様性に配慮して、エリア総合職制度、育児・介護の際の休業・短時間勤務制度、法定要件を満たさない育児・介護及び定年後再雇用者・私傷病者・障害者のための短日・短時間勤務制度、保存休暇制度、アニバーサリー休暇制度などを導入しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムは、企業の存続と価値の向上に重要であり、当社グループの状況に則して、業務の効率性・透明性・公正性において適切なシステムの構築と運用に努めており、現在の当社グループの内部統制システムの状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務が効率的に行われることを確保するための体制及び当社グループの業務の適正を確保するための体制

a. 効率的な事業体制

業務の執行にあたっては、本方針及びグループ会社管理規程に基づいて予め定められた職務権限及び妥当な意思決定ルールによって、各部門(子会社を含む)の責任者に権限を委譲し、各責任者は、取締役会で決定した内部統制の基本方針、経営方針及び計画等に従って事業計画を策定し実施しております。

業務執行にあたって生じる設備投資・要員の異動については、取締役会で決定した基本方針に基づいて、業務執行取締役と主要な責任者が構成する経営会議において、全社的な観点から詳細かつ十分に検討して決定しております。

目標を明確にし、効率のよい事業運営を行うため、予算管理規定に基づき全社及び各部門の年度予算を定め、それに基づいた業績管理を徹底しており、事業ヒアリング(四半期)、経営会議(月次)等を通じて、常時、状況を把握し、必要な修正を加えております。

b. 妥当性、透明性、公正性を確保しつつ、意思決定における適切なリスクテイクと効率的で適正な業務執行を可能とする体制

取締役会等における付議事項(決議事項及び報告事項)、職務権限と業務分掌の明確化を進めます。

取締役会の実効性について定期的な評価を行います。

社外取締役に対し、本方針において社外監査役に定めるところに準じて、適切な職務執行に必要な体制を整備し、支援を行っております。

(2) 資産の保全が適性に行われるための体制

資産の取得、使用及び処分は、当社グループの社内規定に定める手続及び承認の下に実施されております。また、適切なリスク管理によって顕在化した、または、予見される損失に対して、資産への影響を限定しております。

(3) 情報の保存及び管理に関する体制

業務情報、財務情報、取締役の職務執行に係る情報(電子情報を含む)等の保存及び管理は、当社グループの社内規定に定められた方法で行っております。

(4) 損失の危険の管理に係る体制

当社グループでは、事業リスク、災害リスク、品質・環境リスク、安全衛生リスク、不正リスク等リスクの種類に応じた管掌部門及び専門委員会がリスクを内包する部門(子会社含む)と協力してリスクの継続的な識別、分析、評価、対応策の検討及び検証を行うほか、当社グループ全体にかかる重要なリスクの継続的な識別、分析、評価、対応策の検討及び検証をリスクマネジメント委員会の管理下において、リスク管理を当社グループ横断的かつ統合的に行っております。

(5) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「FUJIKURA COMPOSITES 行動規範」を制定し、コンプライアンス推進委員会を設けてコンプライアンス推進にあたるほか、監査役・内部監査室が法令・定款等社内規定に基づいてモニタリングしております。また、内部通報制度を充実させ、外部の弁護士事務所に加え、代表取締役社長・常勤監査役・管理本部長・コンプライアンス推進委員長等複数の社内情報受付窓口を設置して、当社グループ内の社員(派遣社員も含む)からの情報提供を受け、トップダウン型で迅速な問題解決を図る体制を構築し、運用しております。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制室を設置し、当社グループの内部統制の整備と運用を統一的かつ網羅的に進め、企業会計審議会の財務報告に係る内部統制実施基準の定めるところに沿って体制を構築し、運用しております。

(7) 監査役を補助する使用人に関する体制

監査役は、管理本部の所属員に監査役の事務を補助させることができ、また、その職務に必要な場合、取締役から独立して監査役の指揮下で監査業務の補助を行うための補助者を要請できることとしております。

(8) 前項の使用人の取締役会からの独立性に関する事項

前項の補助者の選任・解任・処遇の変更等は、補助者を要請した監査役と協議の上、決定します。

(9) 監査役を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

選任された補助者は、補助者を要請した監査役の直接の指揮下に置き、その指示によりその職務を行います。

(10) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び子会社の取締役、監査役、使用人から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、当社グループの業務執行取締役及び主要な部門責任者等から事業に影響する重要事項について報告を受けており、必要な事項について報告を求めることができることとしております。

また、内部通報規程において、通報内容と調査結果の監査役への報告が規定されているほか、窓口として直接情報提供を受け、自ら、調査し、取締役会規程に基づき、取締役会へ報告、是正措置を勧告できる体制となっております。

(11) 前項で報告した者が、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程における通報者保護に準じて取り扱っております。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社においては、監査役の請求に基づき、費用及び債務の全額を負担しております。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行うほか、必要に応じて子会社を含む当該責任者等に直接ヒアリングを行う等、監査の強化を図っております。また、必要に応じて、会計監査人、内部監査部門、その他外部の専門家と連携して情報の収集と監査内容の充実に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、自らの企業価値を守り、当社の社会的責任を果たす観点から反社会的勢力との関係遮断を「FUJIKURA COMPOSITES 行動規範」に規定し、これを記載した「コンプライアンスガイドブック」をもって役員・社員への啓蒙を図るとともに、広く人事総務部を対応統括部署として、地域の警察および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の機関と連絡を取りながら、従業員への研修、契約書への反社会的勢力排除条項の追加等、被害予防体制の強化を進めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を継続的に成長させることと企業価値を的確に伝えるような情報開示を行うことが、当社の株主の皆様からご信頼を受け、いわゆる敵対的買収を抑止するための最も基本的な手段であると考えております。

ただし、いわゆる敵対的な買収が発生した場合には、その提案が企業価値に与える影響、買収提案者による株主への必要十分な情報提示、提案検討に関する株主の時間的猶予などの観点から充分に検討して対応を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は「別添1 コーポレート・ガバナンス体制図」のとおりとなっております。

(2) 適時開示体制の概要

当社では、株主や投資家の皆様が、中長期における当社グループの企業価値の向上に向けて、当社との対話や権利行使を行う場合に必要な事項を開示するとともにステークホルダーに対し広く必要な情報を公正に開示するという観点から、情報取扱責任者を中心に、開示基準、開示方法、開示者、沈黙期間について定めた情報開示規程（ディスクロージャーポリシー）を順守して、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所の上場規程やコーポレート・ガバナンスコード等法令諸規則に基づいた適時、適法な開示に努めております。

なお、当社グループにおける適時開示については、「別添2 適時開示体制図」に図示した体制をとっております。

別添1 コーポレート・ガバナンス体制図



